

熊本市災害救助基金条例の制定について

熊本市災害救助基金条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市災害救助基金条例

(設置)

第1条 災害救助に必要な費用の財源に充てるため、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第22条の規定に基づき、熊本市災害救助基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、法第23条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(運用)

第3条 基金は、法第26条に規定する方法により運用する。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への繰入れ)

第5条 法第24条に規定する収入及び法第25条に規定する超過額は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、法第22条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

災害救助に必要な費用の財源に充てるための災害救助基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。